



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 11 月 30 日 (火曜日) 号外 第 65 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁
○知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 1	○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 3

本号で公布された条例のあらまし

◎ 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第38号)

1 改正の理由及び主な内容

一般職の期末手当及び勤勉手当の改定状況等を踏まえ、特別職に係る令和3年12月期以降の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年12月1日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、令和3年の公民較差に基づく県職員の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年12月1日から施行することとしました。

条 例

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第38号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和28年宮崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第2条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とす	(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とす

る。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 157.5</u> 」とする。 2～4 [略]	る。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。 2～4 [略]
---	---

（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 130</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 157.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第 4 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 157.5</u> 」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。 2～4 [略]

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

第 5 条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 130</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とする。 2 [略]	（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 157.5</u> 」とする。 2 [略]

第 6 条 議会の議員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 157.5</u> 」とする。 2 [略]	（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 162.5</u> 」とする。 2 [略]

（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 7 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和 41 年宮崎県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 130</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第 5 条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 120</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 157.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第 8 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 2～4 [略]

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第10条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 2～4 [略]

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成18年宮崎県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第12条 病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 2～4 [略]

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第39号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 130</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の 110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 130</u>」とあるのは「<u>100分の 72.5</u>」と、「<u>100分の 110</u>」とあるのは「<u>100分の 62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の 100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 120</u>」とあるのは「<u>100分の 67.5</u>」と、「<u>100分の 100</u>」とあるのは「<u>100分の 57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の 100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 120</u>」とあるのは「<u>100分の 67.5</u>」と、「<u>100分の 100</u>」とあるのは「<u>100分の 57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第 8 条の 4 において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の 105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 70</u>」と、「<u>100分の 105</u>」とあるのは「<u>100分の 60</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 1 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 1 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条</p>

例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 130」とあるのは「100分の 167.5」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 120」とあるのは「100分の 162.5」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第 4 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 1 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 120</u>」とあるのは「<u>100分の 162.5</u>」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 1 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 1 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮崎県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例等の改正があった場合の取扱い)</p> <p>第 23 条 給与条例、市町村立学校職員給与条例及び特殊勤務手当条例が改正された場合における会計年度任用職員の給与（<u>期末手当を除く。</u>）の改定の取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。</p> <p>附 則</p>	<p>(給与条例等の改正があった場合の取扱い)</p> <p>第 23 条 給与条例、市町村立学校職員給与条例及び特殊勤務手当条例が改正された場合における会計年度任用職員の給与の改定の取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p>

[略]

1 [略]

(令和3年12月に支給する期末手当の額)

2 令和3年12月に支給する期末手当の額は、第5条第1項（第16条第1項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年宮崎県条例第39号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第8条第2項の規定の例により算定された額とする。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに第5条中会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。